

安全に安心して暮らせるまちづくり推進地区について

17.09.22

1 推進地区について

「練馬区民の安全と安心を推進する条例」第 16 条に規定する地域団体等が、積極的に安全安心まちづくりに関する取り組みを行っている場合に、住民からの申請に基づき、区が重点的な支援を実施する地区として指定する地区

2 推進地区の指定基準

次に掲げる基準のうち、2 項目以上に該当する地区

- (1) 駅前や商店街など、不特定多数の者が往来する地区や、他に比べて犯罪等が多発する傾向が認められる地区など、地域団体の防犯・防火の取り組みに、区が重点的に支援する必要があると考える地区
- (2) 地域防犯防火活動実施団体として登録済で、地域パトロールを自主的かつ積極的に実施している地区
- (3) 地域において、防犯防火にかかる連絡組織を設置し、継続的に各種活動を実施している地区
- (4) その他、自主的・積極的な安全安心まちづくりに係る活動と区が認める取り組みを実施している地区

3 推進地区の認定状況

- (1) 推進地区認定数（平成 17 年 8 月末現在）

11 地区

- (2) 推進地区内における実施事業

「街かど安全 10 万人の目警戒」運動の一環とした、花の鉢植えを利用した自宅周辺の注意喚起 9 地区

推進地区内の区立公園敷地内に防犯灯を設置 1 地区

推進地区内の商店街における街頭防犯カメラシステムの設置に対する助成 1 地区

練馬区防犯設備整備費補助制度の概要

- 1 防犯設備の設置場所
「安全に安心して暮らせるまちづくり推進地区」の認定を受けた地区内における、不特定多数の者が往来可能な道路上の防犯対策のために設置するもの。
- 2 防犯設備の設置者
「地域防犯防火活動実施団体」の登録要件を満たす団体
- 3 対象となる防犯設備
防犯カメラ・防犯灯・防犯ベル
- 4 補助の対象となる経費
 - ・防犯設備の購入経費（リースの場合は、初年度分のリース料）
 - ・防犯設備の取付経費
- 5 補助額
東京都・練馬区合わせて、補助対象となる経費の合計の3分の2。ただし補助額は合計600万円が上限。